

第26号議案

神戸市水道条例等の一部を改正する条例の件  
神戸市水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例等の一部を改正する条例  
(水道条例の一部改正)

第1条 神戸市水道条例(昭和39年3月条例第46号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号及び第7条第2号中「第5条」を「第6条」に改める。

第19条の2第3項中「管理者が必要と認めたときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき(当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。)

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

第20条第1項各号列記以外の部分中「申込者」を「工事申込者」に、「設計若しくは審査」を「設計の審査(以下「設計審査」という。)」に、「検査」を「完成検査」に改め、同項第1号中「設計又は設計の審査」を「設計審査」に改め、「(実地検査後に変更するときを含む。)」を削り、

|   |                  |       |         |   |
|---|------------------|-------|---------|---|
| 「 | 内径20ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 600円    |   |
|   | 内径40ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 2,000円  | を |
|   | 内径75ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 8,000円  |   |
|   | 内径100ミリメートル以上の工事 | 1件につき | 16,000円 | 」 |

「1件につき1,000円」に改め、同項第2号中

|   |                  |       |         |   |
|---|------------------|-------|---------|---|
| 「 | 内径20ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 2,000円  |   |
|   | 内径40ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 4,000円  | を |
|   | 内径75ミリメートル以下の工事  | 1件につき | 9,600円  |   |
|   | 内径100ミリメートル以上の工事 | 1件につき | 17,500円 | 」 |

「1件につき3,000円」に改め、同条第3項中「申込後その取消しをしても、既納」を「既納」に、「管理者が必要と認めたときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき  
第21条第3項中「設計の審査」を「設計審査」に、「検査」を「完成検査」に改める。

第24条第1項中「第5条」を「第6条」に改める。

第26条の次に次の1条を加える。

（給水装置の切り離し）

第26条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部分から切り離すことができる。

(1) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、老朽により給水装置から漏水が発生したとき

(2) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、配水管取替え時に当該配水管から分岐されている給水装置に給水栓が設置されていないとき

(3) その他管理者が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により給水装置を切り離すときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。

3 第1項の規定により給水装置が切り離された場合、再び給水を受けようとするときは、これに要する工事費は、使用者等の負担とする。

第37条第2項中「第4条」を「第5条」に改める。

（水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第2条 神戸市水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第6条」を「第7条」に改める。

（六甲山上水道条例の一部改正）

第 3 条 神戸市六甲山上水道条例（昭和47年10月条例第44号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項に次のただし書きを加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第 1 項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が神戸市水道条例第21条第 3 項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

（市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正）

第 4 条 神戸市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例（平成24年 3 月条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条」を「第 7 条」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定中神戸市水道条例第20条第 1 項、第21条第 3 項及び第26条の次に次の 1 条を加える改正規定は、令和 2 年10月 1 日から施行する。

（手数料に係る経過措置）

2 この条例による改正後の神戸市水道条例第20条の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に申込みがあった工事に係る手数料について適用し、同日前に申込みがあった工事に係る手数料については、なお従前の例による。

理 由

工事の設計審査及び完成検査の手数を改正する等に当たり、条例を改正する必要があるため。

(参考 1)

神戸市水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(改正案)

(現 行)

(給水の申込み)

第5条 略

2 管理者は、前項の規定による申込みについて、次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないことができる。

(1) 使用者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「令」という。）第5条に規定する給水装置の構造及び材質の基準（以下「令第5条に規定する基準」という。）に適合していないとき。

(2), (3) 略

(給水の停止)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、給水を停止することができる。

(1) 略

(2) 使用者の給水装置の構造及び材質が、令第5条に規定する基準に適合していないとき。

(3)～(7) 略

(分担金)

第19条の2 略

2 略

3 既納の分担金は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

第6条

第6条

第6条

次

の各号のいずれかに該当するときは

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査

を受けるまでの間に取り消した場合に限る。)

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

(手数料)

第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、申込者から徴収する。

この場合において、設計若しくは審査又は検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。

(1) 工事の設計又は設計の審査をするとき (実地検査後に変更するときを含む。)。

内径20ミリメートル以下の工事 1件につき 600円

内径40ミリメートル以下の工事 1件につき 2,000円

内径75ミリメートル以下の工事 1件につき 8,000円

内径100ミリメートル以上の工事 1件につき 16,000円

(2) 工事の完成検査をするとき。

内径20ミリメートル以下の工事 1件につき 2,000円

内径40ミリメートル以下の工事 1件につき 4,000円

内径75ミリメートル以下の工事 1件につき 9,600円

内径100ミリメートル以上の工事 1件につき 17,500円

(3) 略

2 略

3 申込後その取消しをしても、既納の手数料は、還付しない。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りでない。

工事申込者

設計の審査 (以下「設計審査」という。) 完成検査

設計審査

1件につき1,000円

1件につき3,000円

既納

次の各号のいずれかに該当するときは

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを

(工事の申込み及び施行)

第21条 略

2 略

3 前項の規定により指定給水装置工事事業者が工事を施行する場合にあつては、あらかじめ管理者による工事の設計の審査を受け、かつ、工事完成後に管理者による検査を受けなければならない。

(構造及び材質)

第24条 給水装置は、令第5条に規定する基準に適合していなければならない。

2 略

取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

設計審査

完成検査

第6条

(給水装置の切り離し)

第26条の2 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部分から切り離すことができる。

(1) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、老朽により給水装置から漏水が発生したとき

(2) 使用者等が10年以上給水を受けず、かつ、配水管取替え時に当該配水管から分岐されている給水装置に給水栓が設置されていないとき

(3) その他管理者が特に必要と認めたとき

2 前項の規定により給水装置を切り離すときは、これに要する工事費は、管理者の負担とする。

3 第1項の規定により給水装置が切り離され

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(監督者を配置すべき布設工事の範囲及び布設  
工事監督者の資格)

第37条 略

2 法第12条第2項に規定する条例で定める資格  
は、令第4条の規定の例による。

た場合、再び給水を受けようとするときは、  
これに要する工事費は、使用者等の負担とす  
る。

第5条

(参考 2)

神戸市水道事業の設置等に関する条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道技術管理者の資格)

第7条 水道法（昭和32年法律第177号）第19条第  
3項に規定する条例で定める資格は、水道法施  
行令（昭和32年政令第336号）第6条の規定の例  
による。

第7条



(参考 3)

神戸市六甲山上水道条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(分担金)

第4条 略

2 略

3 既納の分担金は、還付しない。\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 第1項の工事申込者が当該工事の申込みを取り消したとき（当該工事を施行する指定給水装置工事事業者が神戸市水道条例第21条第3項の完成検査を受けるまでの間に取り消した場合に限る。）

(2) その他管理者が特に必要と認めたとき

(参考 4)

神戸市が設置する専用水道の水道技術管理者の資格を定める条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(水道技術管理者の資格)

第2条 法第34条第1項において準用する法第19  
条第3項に規定する条例で定める資格は、水道  
法施行令（昭和32年政令第336号）第6条の規  
定の例による。

第7条